

平成 28 年 11 月 22 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤 静男

## 介護保険事業支援計画、実効的な市町村支援を 介護保険部会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

厚生労働省は11月16日、社会保障審議会の「介護保険部会」を開催し、「在宅医療・介護の連携などの推進」などを議論しました。

厚労省は、(1) 医療と介護の連携に係る取り組み、(2) 在宅医療・介護連携推進事業、(3) 介護保険事業（支援）計画と医療計画における記載、(4) 医療サービスと介護サービスの連携—について、それぞれ「現状と課題」を整理しています。

(1) に関し、厚労省は、2025年を見据えた医療・介護連携の推進には、入退院時や在宅療養などの場面において、市町村単位の関係者や団体などによる医療・介護連携体制の構築を図る必要があると指摘しました。

(2) では、2018年4月までに実施することとされている在宅医療・介護連携推進事業について、2016年8月1日時点で、事業項目全てを実施している市町村は174市町村（10.0%）、まだ事業を実施していない市町村は98市町村（5.6%）でした。また、事業項目別にみると、最も多く実施されていたのは「地域の医療・介護資源の把握」の8割、最も実施が少ない項目は「在宅医療・介護連携に関する相談支援」の5割弱と報告しています。

(3) に関し、都道府県が策定する医療計画では、在宅医療・介護連携推進事業に対する市町村支援は位置付けられていません。このことについて、厚労省は、「医療計画の見直し等に関する検討会」で、「在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村と都道府県との連携、地域の医療に精通した医師会との連携や保健所の活用による市町村支援が必要」との意見があることを示しました。

これらの「現状と課題」に基づき、厚労省は次の論点などを示しています。

- 在宅医療・介護連携推進事業について、地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案に至る方法を国が具体化し、市町村にその実施を求める
- 医療介護に関するデータの収集分析／在宅医療に係る体制整備／広域的な入退院時の連携—などについて国が明確化し、地域の医療に精通した医師会との連携や保健所の活用により、市町村支援の充実を図る
- 2018年度に都道府県が策定する介護保険事業支援計画に、在宅医療・介護連携推進事業に対する医療部局との連携を含め、より実効的な市町村支援の内容を盛り込むなど、都道府県の介護部局および医療部局の双方が市町村支援に取り組む

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000143067.html>